

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (人事課)	61
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	62
○土地改良区の役員の住所変更の届出..... (農業支援課)	62
○道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課)	63
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課)	63
○漁港区域に係る海岸保全区域の指定の一部改正..... (漁港漁村課)	63
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	64
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	65
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	65
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	65
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課)	66
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	66
訓 令	
北海道訓令第3号	
本 庁 出 先 機 関	
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年2月21日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令	
北海道事務決裁規程(昭和41年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。 別表第4の保健福祉事務所の事項第10項中「(主として運営主体が医療機関のものを除く。)」を削り、同項第1号中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介	

護」に、「及び福祉用具貸与に係る」を「、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を行う」に、「以下この項の第4号から第6号」を「第5号から第7号」に改め、同項中第15号を第18号とし、第7号から第14号までを3号ずつ繰り下げ、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 第78条の2第2項の規定に基づき、市町村長から指定地域密着型サービス事業者の指定をしようとする旨の届出を受けること。

(9) 第78条の2第3項の規定に基づき、市町村長に対し必要な助言又は勧告をすること。
別表第4の保健福祉事務所の事項第10項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者(介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を行うものに限る。)を指定すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項中「主として運営主体が医療機関のものに限る」を「札幌市の区域に係るものを除く」に改め、同項第1号中「に係る」を「を行う」に、「以下この項の第5号から第7号」を「第6号から第8号」に改め、同項中第22号を第23号とし、第5号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「居宅サービスの指定を不要とする」を「指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「居宅サービスの指定を不要とする」を「指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者(介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護を行うものに限る。)を指定すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項に次の2号を加える。

(24) 介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号。次号において「改正法」という。)附則第10条第1項ただし書の規定に基づき、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設の開設者から、指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出を受けること。

(25) 改正法附則第13条ただし書の規定に基づき、保険医療機関、特定承認保険医療機関又は保険薬局の開設者から、指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出を受けること。

附 則

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第4の保健福祉事務所の事項第10項各号列記以外の部分の改正規定、同項第1号の改正規定(「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改める部分に限る。)、同事項第11項各号列記

以外の部分の改正規定、同項第1号の改正規定（「に係る」を「を行う」に改める部分に限る。）、同項第3号及び第4号の改正規定並びに同項に2号を加える改正規定並びに次項の規定は、同年2月21日から施行する。									
2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成18年3月31日までの間においては、保健福祉事務所長の専決事項は、この訓令（同項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の北海道事務決裁規程別表第4に定めるもののほか、次のとおりとする。									
(1) 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「改正法」という。）附則第15条の規定により改正法の施行の日前において改正法第3条の規定による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「新介護保険法」という。）第41条第1項の規定に基づき指定居宅サービス事業者の指定の手続（特定福祉用具販売に係るものに限る。）を行うこと。									
(2) 改正法附則第15条の規定により改正法の施行の日前において新介護保険法第53条第1項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者の指定の手続（札幌市の区域において行う介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除く。）を行うこと。									
(3) 改正法附則第15条の規定により改正法の施行の日前において新介護保険法第78条の2第2項の規定に基づき市町村長から指定地域密着型サービス事業者の指定をしようとする旨の届出を受けること。									
(4) 改正法附則第15条の規定により改正法の施行の日前において新介護保険法第78条の2第3項の規定に基づき市町村長に対し必要な助言又は勧告をすること。									

告 示									
北海道告示第125号									
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、恵庭土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。									
平成18年2月21日									
北海道知事 高 橋 はるみ									
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所					
就任	平成18. 2. 1	理事	福本千志夫	恵庭市上山口187番地					
同	同	同	茶木雄一	北広島市南の里65番地					
同	同	同	森美弘	千歳市釜加84番地の6					
同	同	同	坂本宏一	恵庭市林田23番地					
同	同	同	竹生輝雄	同 下島松580番地					

同	同	同	吉田俊二	同	穂栄25番地
同	同	同	中島一雄	同	中島松18番地
同	同	同	島邦夫	同	漁太397番地
同	同	同	松岡初廣	同	春日117番地
同	同	監事	宮田寛	同	中央360番地
同	同	同	谷次廣義	同	下島松300番地の2
同	同	同	大滝崇夫	同	北島87番地の2
退任	同	18. 1.31	理事	福本千志夫	同 上山口187番地
同	同	同	茶木雄一	同	北広島市南の里65番地
同	同	同	柳田義則	同	恵庭市漁太337番地
同	同	同	竹生輝雄	同	下島松580番地
同	同	同	吉田俊二	同	穂栄25番地
同	同	同	中島一雄	同	中島松18番地
同	同	同	森美弘	同	千歳市釜加84番地の6
同	同	同	坂本宏一	同	恵庭市林田23番地
同	同	同	山下誠一	同	春日116番地
同	同	監事	宮田寛	同	中央360番地
同	同	同	谷次廣義	同	下島松300番地の2
同	同	同	大滝崇夫	同	北島87番地の2

北海道告示第126号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の住所変更の届出があった。

平成18年2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

上磯土地改良区

理事・監事の別	氏名	住所	変	更	前	変	更	後
理事	小野寺 喜一郎	上磯郡上磯町字大工川75番地の3	同	同	同	同	同	同
同	蝦名 勝義	同 字清川402番地	同	同	同	同	同	同
同	伊藤 正次	同 字中野通321番地	同	同	同	同	同	同
同	山本 一美	同 字中野110番地	同	同	同	同	同	同
同	浮須 信一	同 字押上175番地	同	同	同	同	同	同
同	白川 優悦	同 字清川657番地の1	同	同	同	同	同	同
同	渡辺 光雄	同 字押上271番地の1	同	同	同	同	同	同

北海道告示第125号				
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、恵庭土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。				
平成18年2月21日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成18. 2. 1	理事	福本千志夫	恵庭市上山口187番地
同	同	同	茶木雄一	北広島市南の里65番地
同	同	同	森美弘	千歳市釜加84番地の6
同	同	同	坂本宏一	恵庭市林田23番地
同	同	同	竹生輝雄	同 下島松580番地

理 事	高 田 富士夫	亀田郡大野町字村内102番地	北斗市村内102番地
同	高 岡 清 美	同 字萩野31番地	同 萩野31番地
監 事	高 田 一 美	同 字村内244番地	同 村内244番地
同	東 寺 敏 光	上磯郡上磯町字大工川48番地	同 大工川48番地

渡島平野土地改良区

理 事・ 監事の別	氏 名	住 所	変 更			
			変	更	前	後
理 事	和 田 善次郎	亀田郡大野町本町879番地			北斗市本町879番地	
同	丹 内 榮	同 字一本木34番地			同 一本木34番地	
同	吉 田 勝 幸	同 字市渡466番地			同 市渡466番地	
同	坂 本 常 光	同 字市渡714番地の2			同 市渡714番地の2	
同	原 田 清 勝	同 字白川115番地の2			同 白川115番地の2	
同	新 栄 和 明	同 字南大野175番地			同 南大野175番地	
同	伍 樓 進	同 字萩野68番地			同 萩野68番地	
同	今 杵 雄	上磯郡上磯町字追分140番地の73			同 追分140番地の73	
監 事	溝 井 矢 一	同 字追分35番地の4			同 追分35番地の4	
同	田 澤 信 之	亀田郡大野町字千代田100番地			同 千代田100番地	

北海道告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成18年2月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ		
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
豊 田	経営体育成基盤整備（区画整理）	北海道渡島支庁
美 川	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きよ、土層改良）	北海道十勝支庁
土 幌 佐 倉	同 〔担い手支援型〕（農道、暗きよ、土層改良）	同
池 田 南 部	同 〔担い手支援型（単独土層改良）〕（暗きよ、土層改良）	同
芽 室	草地整備〔公共牧場中核型〕（区画整理）	同

上佐幌中央	農免農道整備	同
広 野	一般農道整備（集乳農道）	北海道根室支庁
根 室 西	草地整備〔担い手中核型〕（区画整理）	同
計根別北	同	同

北海道告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、当別土地改良区を行う土地改良（茂平沢地区災害復旧（農業用施設））事業の工事を平成17年11月30日に完了した旨の届出があった。

平成18年2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第129号

昭和35年北海道告示第887号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道胆振支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成18年2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道渡島東沿岸虻田漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。

北海道渡島東沿岸虻田漁港海岸保全区域

市町村名	海 岸 保 全 区 域
虻 田 郡	指 定 の 区 域
虻 田 町	（入江地区）
	1 点の位置
基 点	1 2 から334度の方向430メートルの点
	2 北海道虻田郡虻田町字入江24番地の北西角
	3 同 字入江21番地の南西角
	4 3 から185度の方向154メートルの点
	5 4 から224度の方向460メートルの点
補助点1の1	1 から225度の方向80メートルの点
	4の1 4 から295度の方向80メートルの点
	5の1 5 から315度の方向80メートルの点
	2 区 域
	虻田入江地区海岸 1、2、3、4、5、5の1、4の1、1の1及び1

の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

（大磯地区）

1 点の位置

- 基 点 1 3 から299度の方向89メートルの点
 2 1 から110度の方向40メートルの点
 3 北海道虻田郡虻田町字大磯町10番の西角
 4 同 字大磯町7番の4西角
 5 同 字大磯町9番の1東角
 6 5 から148度の方向30メートルの点
 7 6 から130度の方向70メートルの点
 8 7 から109度の方向39メートルの点
 9 北海道虻田郡虻田町字本町120番の1西角
 10 同 字本町115番の4南角
 11 10から145度の方向72メートルの点

- 補助点1の1 1 から222度の方向185メートルの点
 11の1 11から219度の方向186メートルの点

2 区 域

虻田大磯地区海岸 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、11の
 1、1の1及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれ
 た区域

北海道告示第130号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所

檜山郡江差町字新栄町227・228の1・237の1・237の2・240の1・241・247の1
 （以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

久遠郡せたな町北檜山区太櫓104地先・113の1地先・233地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、104・113の1・121（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、233

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字貫気別87の6・88の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

河東郡土幌町字下居辺西二線144の1・146の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、144の14

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 足寄郡陸別町字ポントマム33の1・33の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第131号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡厚岸町(次の図に示す部分に限る。)の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

厚岸町(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡厚岸町(次の図に示す部分に限る。)の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第132号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 岩見沢三笠線 北海道札幌土木現業所	三笠市弥生花園町28番134地先から 三笠市弥生桜木町122番地先まで	平成18. 2. 21
道道 栗山北広島線 北海道札幌土木現業所	北広島市中の沢731番1地先から 北広島市中の沢85番3地先まで	同
道道 大野上磯線 北海道函館土木現業所	北斗市南大野265番2地先から 北斗市清水川107番4地先まで	同
道道 然別余市線 北海道小樽土木現業所	余市郡仁木町然別国有林石狩森林管理署3245林班ろ 小班地先から余市郡仁木町然別国有林石狩森林管理 署3245林班ろ小班地先まで	同
道道 静内浦河線 北海道室蘭土木現業所	浦河郡浦河町字瑞穂237番12地先から 浦河郡浦河町字瑞穂209番地先まで	同
道道 厚岸標茶線 北海道釧路土木現業所	厚岸郡厚岸町片無去1119番地先から 厚岸郡厚岸町片無去1132番地先まで	同
道道 根室浜中釧路線 北海道釧路土木現業所	釧路郡釧路町大字昆布森村字昆布森126番地先から 釧路郡釧路町大字昆布森村字昆布森国有林根釧西部 森林管理署17林班は小班地先まで	同

北海道告示第133号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年 2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 宗谷ふれあい公園線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
稚内市声問5丁目4757番1地先から	前	15.00mから	400.00m	――
稚内市声問5丁目632番2地先まで		16.40mまで		
	前	26.70mから	400.00m	――
		42.00mまで		
	後	26.70mから	400.00m	――
		42.00mまで		

北海道告示第134号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成18年 2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項新函館農業協同組合の事項中「同 砂原支店」を削り、同項蝦法華漁業協同組合の事項を削る。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第26号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成18年 2月21日から施行する。

平成18年 2月21日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表函館方面函館中央警察署の項中

「

五稜郭駅前			同 亀田本町55番5号
-------	--	--	-------------

を
」

「

富 岡			同 富岡町1丁目44番7号
-----	--	--	---------------

に改める。
」